

道路占用制度の概要について

道路占用とは

○道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

※地上に物件を設置することのほか、地下に水道・下水道・ガスなどの管路を埋設することや沿道の建物から看板や日除け等を道路の上空に突き出して設置することも含まれます。

道路占用許可とは

○道路を占用しようとする場合には、道路を管理している「道路管理者（※1）」の許可が必要になります。（道路法第32条）

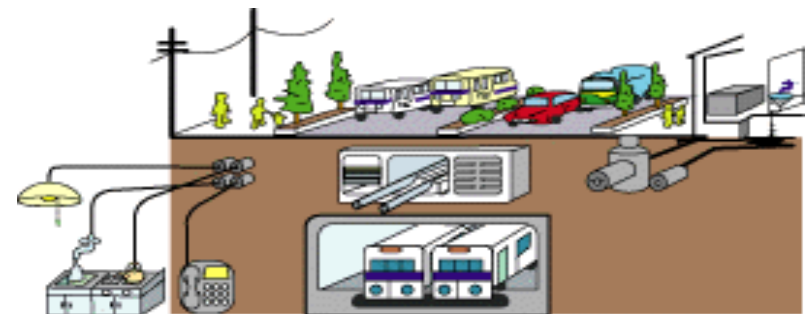
○占用の許可を受けた場合には、「占用料（※2）」が発生します。（道路法第39条）

※ 道路は、一般の自由な通行を本来の目的としており、道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

※ また、許可を得るためには、占用しようとする物件が道路の構造・交通に著しい支障を与えないものであることなどが必要になります。

※1
国道 ⇒ 国道事務所
都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木事務所
都道府県道 ⇒ 都道府県又は政令市の土木事務所
市町村道 ⇒ 市町村役場

※2
道路法施行令（別表）により定められています。
国以外の道路管理者が管理する道路の占用料は、地方公共団体の条例により、別途定められておりますので、国の占用料とは異なることがあります。



水管、下水道管、鉄道、ガス管、電柱及び電線等を道路に設置するとき